

代謝系に影響のない遺伝子組換え植物の掛け合わせ品種

(①×①)のリスク管理に係る現状

【①×①】とは

- 遺伝子組換え植物については、個別に安全性審査が行われており、遺伝子組換えでない従来の食品と比較して、これと安全性が同等であることを確認している。
- これら、安全性審査済みの遺伝子組換え植物同士を掛け合わせて得られた植物は「**スタック**」と呼ばれている。
- また、「**スタック**」のうち、特に、宿主の代謝系に遺伝子組換えによる影響がなく、害虫抵抗性や除草剤耐性などの形質を獲得した植物同士を掛け合わせて得られたものを便宜上「①×①**スタック** (*)」と呼んでいる。

(*) 遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方

食品安全委員会決定

《遺伝子組換え植物について》

遺伝子組換え植物は、付与される形質によって、以下の3つに分類される。いずれも、食品としての安全性評価が必要とされる。

- ① 挿入された遺伝子によって、宿主の代謝系には影響なく、害虫抵抗性、除草剤耐性、ウイルス抵抗性などの形質が付与されるもの。
- ② 挿入された遺伝子によって、宿主の代謝系が改変され、特定の代謝系を促進又は阻害して、特定の栄養成分を高めた形質や細胞壁の分解などを抑制する形質が付与されるもの。
- ③ 挿入された遺伝子によって、宿主の代謝系における一部の代謝産物が利用され、宿主が有していない新たな代謝産物を合成する形質が付与されるもの。

【 STACK の開発状況】

- 近年、 STACK の作出が進んでおり、これまでに日本でも 198 品種の安全性審査を行った。
- STACK のうち、特に①×① STACK については、上述の 198 品種のうち 191 品種を占め、今後も更なる増加が見込まれている。

【リスク管理上の取扱い】

- 諸外国における取扱い状況は以下の通りである。
 - ・ 米国においては、①×① STACK は、安全上の懸念がないとし、安全性審査の対象となっていない。
 - ・ EU では、①×① STACK についても、通常の遺伝子組換え植物と同様の安全性審査を行っている。ただし、網羅的な審査が行われており、例えば 6 系統の STACK の申請がなされている場合、それに含まれる 3 系統の STACK については改めての審査は行われていない。
- 日本においても、亜種のレベル以上での交配や摂取量・食用部位・加工法等に変更がある場合を除く①×① STACK については、食品安全委員会で「改めて安全性の確認を必要とするものではない」と判断されている。
- 現在、安全性の確認を必要としない①×① STACK についても、全例、食品安全委員会に諮問し、その該当性についての判断を受けている。

* 「①×① STACK 」以外の「①×② STACK 」や「①×③ STACK 」に該当する STACK については、事例も少なく、事業者から申請予定の照会もないところ（平成 25 年 10 月末現在）。